

2012 年度中堅職員ステップアップ研修

「図書館サービスと著作権」

2012.10.14 15:30～18:00

国立国会図書館・井上奈智

- 1.はじめに
- 2.著作権制度の基本
- 3.図書館サービスと著作権

2.著作権制度の基本

- ・利用の手順

スタート（契約があれば従う）

↓

保護の対象となる著作物か

↓（YES）

保護期間が存続しているか

↓（YES）

法定利用行為か

↓（YES）

権利制限規定が適用できるか

↓（NO）

著作権者からの許諾が必要

- ・著作権の発生

- ・著作権と著作隣接権

- ・著作権と著作者人格権

- ・著作物とは

（著作権法 2 条第 1 項第 1 号）

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- ・保護期間

3.図書館サービスと著作権

- ・ 閲覧

- ・ 上演・演奏・口述・上映

- ・ 貸出

- ・ 展示

- ・ クリップング

- ・ 複製（複写）

（著作権法 31 条）

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 2 図書館資料の保存のために必要がある場合
- 3 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

- ・ 障害者サービス